

運輸安全マネジメントに関する令和5年度の実践について

富山地方鉄道株式会社

平成18年10月の運輸安全一括法施行に伴い、運輸事業に対する安全マネジメントが導入され、当社におきましてもこの間、全社を挙げて輸送安全の推進に努めております。

ここに、令和5年度の運輸安全マネジメントに関する取組について取りまとめを行いましたので、ご報告いたします。

今後とも、より一層安全な輸送の実現に取り組んでまいりますので、地鉄電車・バスの一層のご愛顧をお願い申し上げます。

I. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社が安全管理規程等に定めている、輸送の安全に関する基本的な方針は次の通りです。

- (1) 役員は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く自覚し、関係者を督励し、安全性向上の指導的役割を果たしてまいります。
- (2) 従業員は輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、安全性向上の具体的な行動に結びつけます。
- (3) 安全マネジメントを全社員が一丸となって確実に実施します。
- (4) 輸送安全確保に関する情報の共有化をはかり、法令に基づく輸送安全にかかわる情報の公表を適切に行います。

II. 事業別取り組み

II-1 鉄道・軌道事業(安全報告書)

1. 輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針

1.1 安全基本方針

I. に記載の通りです。

1. 2 安全重点施策

安全重点施策を次の通り定め、取り組んでいます。

- (1) 安全マネジメントを確実に実行するため、輸送安全に関する「計画の策定」、「実行」、「評価」、「改善」を実施し、安全対策を不断に見直していきます。
- (2) 輸送の安全に関する目標を具体的指標により設定します。
- (3) 輸送の安全に関わる関係法令及び安全管理規程並びに関係規程に定めた事項を遵守します。
- (4) 輸送の安全に関する投資を積極的かつ効率的に行います。

2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する基本的事項

2. 1 令和5年度の安全目標及び結果

(期間) 令和5年4月1日～令和6年3月31日

(1) 重大事故ゼロ

①鉄道事業

当該期間に重大事故の発生はありません。

②軌道事業

当該期間に重大事故の発生はありません。

(2) 人身傷害事故ゼロ

①鉄道事業

4月11日に本線荏原～三郷間において人身障害事故(死亡事故)を惹起いたしました。関係の皆様には大変ご迷惑をおかけし申し訳ございません。

②軌道事業

11月2日に越中中島にて線路内に横たわっていた男性と接触する人身傷害事故が発生しました。(軽傷)

(3) 踏切障害事故削減

当該期間に2件発生しております。

10月22日、越中荏原～越中三郷間の常願寺右岸踏切にて、踏切が鳴動しているにも拘らず、踏切内に進入停止停滞し、脱出することな

く電車と接触し、乗用車に乗車していた方3名が負傷されました。

11月14日、越中三郷～越中舟橋間の利田踏切にて乗用車が踏切警報機鳴動及び遮断桿が完全降下しているにも拘わらず、踏切内に進入し電車と接触し、乗用車運転手1名の方が怪我をされました。

踏切に進入の際は、一旦停止のうえ左右確認など、交通法規を遵守していただきますようお願い致します。また、止むを得ず踏切内に立ち往生した場合は、遮断桿を押し出す等によって踏切外へ脱出される他、脱輪など自力で脱出できない時は、速やかに非常停止ボタンを押したり発煙筒をたいたりして、避難のうえ電車の運転士に危険をお知らせください。

(4) 接触事故削減（道路障害事故削減）

当該期間に乗用車と市内電車が接触した事故は11件発生しました。その内道路障害事故（併用軌道式で路面電車と自動車や人などが衝撃を伴う接触事故をいう）は1件発生しております。

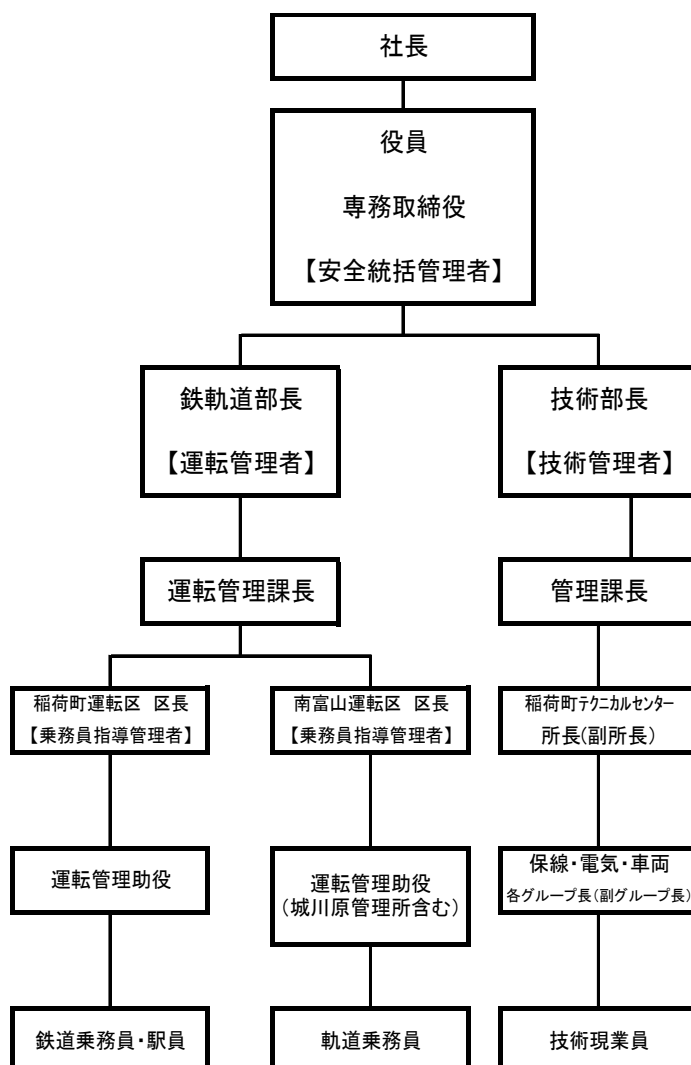
発生した事故については、後方から来る電車の接近を確認されずに急な右折やUターンにより軌道敷内に進入した場合に多く発生しています。電車の走行区間で右折等をされる際には、後方を十分に確認していただくようお願い致します。

当社では路面電車全車両にドライブレコーダーを設置し、事故の発生状況や危険な状況が発生した場合に画像データを抽出し、事故の原因や事故を防止する運転操作の研究、危険な箇所の把握、時間帯等を認識させ、事故防止に努めております。

更に乗務員へは、自動車の動き（車の向き、タイヤの向き）や乗用車ドライバーの手の位置等の確認、交差点での注視点（対向車の状況、後方からの接近車、歩行者信号の現示状況等）について危険予知による事故防止教育を行っております。

2. 2 安全管理体制と方法

(1) 安全管理組織



(2) 安全マネジメント委員会

安全マネジメント委員会では、輸送安全に関する目標や計画、乗務員やその他の係員の教育・研修計画ならびに情報共有化等について審議するとともに、これらの実施結果等についての報告が行われます。

また、出席者は委員及び事務局のほか、招集者として現業部門の職場長はもとより、乗務員の代表者なども出席します。

【安全マネジメント委員会の構成】

役 職	構 成 員
委員長	取締役社長
委 員	専務取締役（安全統括管理者）、取締役技術部長（技術管理者）、鉄軌道部長（運転管理者）、取締役企画部担当（自動車事業安全統括管理者）
事務局	技術部管理課長、鉄軌道部運転管理課長 自動車部運行管理課長

(3) その他の安全管理方法

上記の他、社内会議や部門別安全委員会を通し、安全管理の徹底を図っています。

3. 法第 19 条及び法第 19 条の 2 の規定による届出に係る事項並びに再発防止のために講じた措置及び講じようとする措置

(1) 重大事故

重大事故とは、列車衝突事故、列車脱線事故、列車火災事故で、当社の鉄道事業及び軌道事業とも当該期間に該当する重大事故はありませんでした。

(2) インシデント

軌道におきまして令和 5 年 12 月 2 日に軌道運転士の不注意により乗用車と接触する事故が発生しました。この事象における怪我人はございませんでした。

(3) 輸送障害

輸送障害とは、列車が運休又は 30 分以上の遅延が発生した事象で、当社の発生状況は以下の通りです。

	内部要因		外部要因			合計
	係員	施設	第三者	自然災害	その他	
鉄道	2	21	2	14	2	41
軌道	2	10	12	5	2	31

4. 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置

4. 1 令和5年度の主な実施状況

4. 1. 1 輸送安全に対する設備の整備状況

○令和4年度繰り越し分

(1) レール更换工事	工事費	45,500 千円
本線 舌山～宇奈月温泉間 他		
立山線 千垣～本宮間 他		
不二越線 稲荷町～栄町間 他		
(2) レール交換工事（富山港線）	工事費	19,700 千円
富山港線 奥田中学校前～下奥井 間		
(3) コンクリート枕木更换工事	工事費	84,400 千円
本線 電鉄富山～寺田間 他		
立山線 寺田～岩峯寺間 他		
上滝線 南富山～岩峯寺間 他		
(4) 木枕木更换工事	工事費	31,800 千円
本線 稲荷町～寺田間 他		
立山線 本宮～立山間 他		
上滝線 上滝～岩峯寺間 他		
(5) 木枕木の合成まくら木化工事（富山港線）	工事費	8,800 千円
富山港線 奥田中学校前～岩瀬浜 間		
(6) 軌道線軌道改良工事	工事費	27,200 千円
軌道線 桜橋～荒町間		
(7) 踏切保安装置更新	工事費	11,000 千円
制御箱 14 箱、遮断機 4 台		
(8) 橋桁整備工事	工事費	48,500 千円
本線 経田～石田間 新川橋梁（橋桁架け替え）		
本線 中村～西魚津間 山村架道橋（橋台補強）		
(9) 橋梁塗装工事	工事費	63,300 千円
上滝線 大川寺～岩峯寺間 常願寺川橋梁（1 連）		
(10) 橋脚補強工事	工事費	16,700 千円
本線 荏原～三郷間 常願寺川橋梁		
上滝線 大川寺～岩峯寺間 常願寺川橋梁		

○令和5年度分

(1) 車両整備工事

① 一体圧延車輪交換（鉄道線 2 両）	工事費	4,400 千円
② 10030 形出力アップ工事	工事費	4,600 千円

③主電動機更新	工事費	14,600 千円
(2) レール更換工事	工事費	74,100 千円
本線 電鉄富山～宇奈月温泉間		
立山線 寺田～本宮間		
上滝線 稻荷町～岩嶽寺間		
(3) レール交換工事	工事費	15,000 千円
富山港 奥田中学校前～下奥井間		
(4) コンクリート枕木更換工事	工事費	110,000 千円
本線 電鉄富山～宇奈月温泉間		
立山線 寺田～岩嶽寺間		
上滝線 南富山～岩嶽寺間		
(5) 木枕木更換工事	工事費	39,000 千円
本線 稻荷町～宇奈月温泉間		
立山線 岩嶽寺～立山間		
上滝線 上滝～岩嶽寺間		
(6) 木枕木の合成まくら木化工事	工事費	11,000 千円
富山港線 奥田中学校前～岩瀬浜間		
(7) 橋まくら木交換	工事費	50,000 千円
本線 常願寺川橋梁 早月川橋梁 片貝川橋梁		
上滝線 常願寺川橋梁		
(8) 軌道線軌道改良工事	工事費	70,000 千円
軌道線 桜橋～荒町間		
(9) 踏切保安装置更新	工事費	16,000 千円
踏切送受信器 26 台、制御箱 5 箱、遮断機 4 台		
(10) 鉄柱補強工事	工事費	4,400 千円
(11) 踏切格上工事 (4 種踏切の 1 種化)	工事費	896,000 千円
本線 新道踏切		
上滝線 朝菜町踏切		
(12) 橋桁整備工事	工事費	38,900 千円
本線 下立～愛本間 仁王堂橋梁		
本線 荻生～長屋間 長屋橋梁		
本線 中滑川～滑川 晒屋川橋梁		
不二越 大泉～南富山間 搦屋川橋梁		
(13) 橋桁架替工事	工事費	5,850 千円
富山港 二番割、中江川橋梁		

4. 1. 2 輸送安全に関する社内での取り組み

(1) 部門別安全委員会の開催

安全マネジメントの推進については、運転・技術の各部門別に安全委員会を開催して活動方針等を定め、それぞれの目標に対して、乗務員及び技術係員が自主的活動として実践しています。

(各部会・班ごとのテーマと主な実施内容)

①鉄軌道部会

1) 鉄道班

運転に関するマニュアルの作成

- ・ヒューマンエラーの発生事象に係る作業手順のマニュアル化
ヒューマンエラーの再発防止策として確認手順・操作手順をマニュアル化し確認及び操作の見逃しを防ぎます。
- ・指差確認要領の再確認
現在行っている指差確認呼称要領を図・写真を使い、要注意箇所・注意点・解説を入れた資料を作成し、全運転士へ配布周知しました。

2) 軌道班

車内傷害事故の防止

- ・発車案内と着席確認及び車内ポスター掲示、サイネージでの呼びかけを行っています。
- ・音声ガイダンスによる注意喚起（発車時「発車します」、停車時「電車が止まるまで席でお待ちください」）案内を実施しています。
- ・急の付かない運転操作を心掛けています。（急発進、急加速、急停車）
- ・高齢のお客様や体の不自由なお客様へのいたわりの心をもって運転しております。

②保線部会

・PC 枕木締結装置の補修について

PC 枕木の締結装置が不良となったものは、木枕木の挿入などの措置を講じたうえで、枕木交換を計画していましたが、締結装置の補修方法について、メーカーからの情報を得ながら検討し、剛質構造締結で実績のある「ケミカルアンカー」での補修を実施しました。PC 枕木でのケミカルアンカー補修は、経験が少ないため、作業手順マニュアルを作成し、それを基に勉強会を行い、理解と周知徹底を図りました。

③電気部会

・変電所の保守管理について

変電所設備の検査は、外部業者に委託しているが、故障時の早期復旧や、安全作業のために変電所を停止しての作業手順や保護連動検査などの検査手順書を作成し、研修会で周知を図りました。検査方法や作業手順をまとめた資料は、変電所毎に故障対応や補修を実施する中で、気づいた注意点を随時追加しながら整理し、保存していきます。

④車両部会

・軌道線低床車両の接地ブラシ抵抗値の管理

富山駅や丸の内など列車検知を軌道回路により行っている区間では、セントラム、ポートラムの接地ブラシの抵抗値が過大になることで、車輪間が短絡不良となり信号故障の原因になることから接地ブラシと車輪間の抵抗値を定期的に測定し、車両毎に前回測定値との差異などの管理を行いました。メーカーからは、測定値の基準は 1Ω 以下という見解があり、その値を超えた場合は接地ブラシを交換することとしています。

(2) 全国交通安全運動

春及び秋の全国交通安全運動では、特に踏切事故防止に重点を置いて、通学路での通行指導の他、近年事故が発生した踏切や、遮断桿の折損が多い踏切を中心に、注意を喚起する幟旗を設置するなど、啓発にも努めました。

この他、遮断機や警報機、安全柵、カーブミラーなどの点検を行いました。

(3) ヒヤリ・ハット報告の取り組み

当社の鉄軌道部門及び技術部門では、“事故の芽”を摘み取るヒヤリ・ハット報告について取り組みを強化しております。収集した情報から早急な対策、情報の共有化を図ることで、事故及びヒューマンエラーの防止を目指しております。

(4) 接客・接客向上の取り組み

ご利用されるお客様に対し感謝とおもてなしの気持ちを伝えるため、心を込めた「笑顔であいさつ」を実践しています。

4. 1. 3 輸送安全に関する研修訓練等の実施状況

(1) 全体研修会

運転関係従事員（乗務員、駅員、管理者）全員と技術現業員全員

を対象とした研修会を、夏と冬の2回開催しました。この研修には、社長が出席し、現業従事員に対して直接、安全・安定輸送の意義等について講話を行っているほか、安全マネジメントの推進や冬期の安全対策、安全輸送に関する研修を実施しています。

(2) 実務訓練・研修の実施

【運輸】

- ・異常時の取扱いに関する実務訓練を実施しています。（豪雨時の避難訓練、消火器取扱い訓練、津波襲来時の避難誘導の取扱い、駅間停車時の車外脱出誘導訓練、信号故障時取扱い訓練、緊急地震速報時の対応訓練、不審者対応訓練等）
- ・降積雪時の運転操作、機器取扱い等について実施しています。

【技術】

- ・触車事故再発防止に関する研修・訓練を実施しています。（技術関係従事員触車事故防止要領の解説、触車事故防止要領実務訓練、外部講師による触車事故防止、列車見張り員実務訓練等）
- ・異常時対応訓練を実施しています。（軌陸車緊急脱出・故障対処訓練、脱線復旧訓練、架線断線復旧訓練等）
- ・その他の研修・訓練について（つき固め作業の実務訓練、草刈り機取扱い研修、車両部品のメンテナンス研修等）

(3) フォローアップ研修

【運輸】

免許取得3年未満の運転士を対象に危険予知による防衛運転や異常時取扱いの再確認等、事故防止を中心に経験値を補う研修を実施しました。

【技術】

入社1年未満、1,2年未満、6年未満等年代別に「草刈り機の取扱い」「過去の事故から学ぶ安全」「労働災害事例から学ぶ同種事故防止」等について実務研修を実施しています。

4. 1. 4 踏切事故防止対策の実施状況

(1) 踏切安全指導

①全国交通安全運動期間の取り組み

春及び秋の全国交通安全運動期間中に、通学路に指定されている踏切の中から約9カ所を選定し、小学生を主な対象として安全通行指導を行っており、その際には正しい踏切の渡り方指導を行っています。

②踏切安全教室

新入学学童を対象に警察とタイアップし踏切通行指導を行いました。また、沿線の学校からの要請により係員が出前で踏切安全指導を行っております。今後も地域や学校と連携を取りながら、臨機に対応を図って参ります。

(2) その他の取り組み

踏切事故防止については、遮断機・警報機の新設や非常押しボタンの設置等、設備面からの対策を図っている他、電車の気笛吹鳴により、電車の接近を早めにわかっていたる様に努めています。

また、交通安全運動等の期間中には車内放送で事故防止についてPRを行っております。

事故発生現場には、遮断桿に警告標・踏切付近に踏切注意灯を設置し注意喚起しております。

4. 2 令和6年度の主な実施計画

4. 2. 1 輸送安全に対する設備の整備計画

- (1) 枕木交換工事
- (2) レール交換工事
- (3) 橋桁交換工事
- (4) 橋梁補修工事
- (5) 軌道整備及び道床交換工事
- (6) 橋枕木交換工事
- (7) 軌道改良工事
- (8) 踏切保安装置更新工事
- (9) 列車集中制御装置更新工事
- (10) 踏切格上げ工事 (3種踏切の1種化)
- (11) 鉄柱補強工事
- (12) 一体圧延車輪の交換
- (13) 通信ケーブルの更新工事
- (14) 木柱のCP化工事
- (15) 吊架線更新工事

4. 2. 2 輸送安全に関する社内での取り組み

(1) 令和6年度目標

①鉄道・軌道運輸部門

「重大事故ゼロ」、「人身傷害事故削減」、「踏切障害事故の削減」、「道路障害事故の削減」、「車内傷害事故ゼロ」

②鉄道・軌道技術部門

「重大事故の防止」

(2) 鉄軌道部門安全委員会の開催

管理者と現業部門の職員が一体となって推進する、鉄軌道部門安全委員会を設置しており、職種別に部会を設け、安全統括管理者、部長、課長、職場長に加え現業員の代表がそれぞれ参加・出席し、輸送の安全確保に向けて積極的かつ継続的に取り組んでまいります。

(3) 輸送安全に関する運動

①年末年始輸送安全総点検

②安全輸送・サービス向上旬間

③全国・県民交通安全運動

(4) 輸送安全に関する研修等

①規程・ルールの再確認

②運転関係業務研修会、実務研修会

③技術関係業務研修会

④若年技術者研修会

⑤運転士フォローアップ研修

⑥運転士に対する異常時対応訓練の実施

⑦災害避難・復旧訓練の実施

4. 2. 3 踏切事故防止対策の実施

踏切保安装置の整備の他、踏切安全指導等に積極的に取り組んでまいります。

Ⅱ-2 自動車事業

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社が安全管理規程等に定めている、輸送の安全に関する基本的な方針は次の通りです。

- (1) 役員は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く自覚し、関係者を督励し、安全性向上の指導的役割を果たしてまいります。
- (2) 従業員は輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、安全性向上の具体的行動に結びつけます。
- (3) 安全マネジメントを全社員が一丸となって確実に実施します。
- (4) 輸送安全確保に関する情報の共有化をはかり、法令に基づく輸送安全にかかわる情報の公表を適切に行います。

1. 2 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送安全に関する「計画の策定」「実行」「評価」「改善」を実施し、安全対策を不断に見直します。
- (2) 輸送安全に関する目標を具体的指標により設定します。
- (3) 輸送の安全に係わる関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。
- (4) 輸送の安全に関する投資を積極的かつ効率的に行います。
- (5) 輸送の安全に関する教育研修の具体的計画を策定し実施します。
- (6) 輸送の安全に関する情報の共有化を行い、意志の疎通を図ります。
- (7) 内部監査を実施するなど、必要な対策・措置及び改善計画を策定し輸送の安全確保を図ります。

2. 輸送の安全に関する令和5年度目標及び達成状況など

令和5年度は、年間目標として「有責事故の減少」、「重大事故ゼロ事故要因を無くす」を目標とし取り組みました。また、半期ごとに年間目標とともに目標を決めて取り組みました。(対象期間) 令和5年4月1日～令和6年3月31日
半期目標・・上期 車内事故防止(4月～9月) 下期 後退事故防止(10月～3月)

2. 1 達成状況

- (1) 「有責事故の減少」
 - ・年間の有責事故発生件数を48件以内に抑えることを目標としました。
 - ・令和5年度の結果は有責事故件数が54件であり前年に比べて6件減、年度目標件数より6件多い結果となり目標は達成できませんでした。

(2) 「重大事故の撲滅」

- ・自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故（重大事故）の撲滅を目指しました。
- ・令和 5 年度の結果は、重大事故は発生しませんでした。

(3) 半期目標

「上期・・車内事故防止」

- ・今年度は 2 件発生しました。昨年も 2 件あり同数の発生件数となりました。

「下期・・後退事故防止」

- ・今年度は 13 件発生しました。昨年と同数であり減少率は高止まりとなりました。後退事故防止に向け、構内に色違いの線を引き、①ハザードランプで後退することを他車に知らせる②後退時は確実に一旦停止し停車及び幅や障害物を確認する③駐車枠にて二段階停止する事を全乗務員に告知し事故防止に努めました。

3. 輸送の安全を確保するために講じた措置

3. 1 輸送の安全に関する支部委員会の開催

令和 5 年度は、昨年と同様に支部委員会を毎月開催し、ヒヤリハット映像や、事故映像にて「どうすれば事故を起こさないか」「一瞬の判断時にどのような行動をとればいいのか」を意見交換し、安全意識の向上と事故の回避や運転時の注意すべきことなどを話し合いました。

3. 2 輸送安全に関する社内での取り組み

(1) 安全マネジメント委員会の開催

社長を委員長とする安全マネジメント委員会を年 2 回開催し、事故防止委員会の活動状況、年間目標に対する取り組み状況を確認し、実施結果から新たな問題点を探り出し、活動・取組みの見直しを図りました。

【安全マネジメント委員会の構成】

役 職	構 成 員
委員長	取締役社長
委 員	専務取締役、自動車部長、自動車事業安全統括管理者他
事務局	自動車部運行管理課

(2) 半期目標の設定

半年毎に半期目標を設定し、年間目標達成のために取り組みました。

- ① 4 月～9 月期 「車内事故の防止」

② 10月～3月期 「後退事故の防止」

(3) 事故防止委員会の開催

年6回の事故防止委員会を開催し、各支部事故防止委員会における活動状況、半期目標、年間目標への取組み状況を確認し、問題点の検証と改善策を協議して、新たな事故防止策に取り組みました。

(4) 事故防止支部委員会の開催

月1回の各支部委員会開催においては、事故事象に関する意見交換やヒヤリハット情報に基づくドラレコ映像の活用、事故事例による危険予知トレーニングを行いました。また、重点項目である半期目標については、乗務員が自発的に考え運行管理者と相談し一定のルールを設け、乗務員の安全意識の向上を図り情報展開を行うことで事故防止活動に取り組みられるよう環境づくりに努めました。

(5) 自動車部長及び職場長等による立会い点呼の実施

厳正な点呼執行の確認と点呼における問題点の把握のため、自動車部長、職場長等による立会い点呼を交通安全運動・輸送安全総点検期間中に実施しました。

(6) 輸送安全に関する情報の共有化の状況

事故概要について即時各営業所へFAX等で通達し、営業所内では乗務員の目が届く箇所へ掲示するとともに事故映像で事故の状況を把握し同様の事故を起こさないよう再発防止を強化しました。また、ヒヤリハットの発生場所や状況をドラレコ映像にて情報を共有しました。当社安全マネジメント年間目標等を事務所、乗務員室内に掲示し意識付けを図りました。

4. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

令和5年度の教育及び研修については次の通りです。

(1) 自動車部門全員研修

バス運転手、バスガイド、運行管理に携わる者、事務員を対象とした研修会を7月と12月に開催しました。12月の研修会では社長が事故防止や安全運行などについて訓示しました。

研修内容は、ドラレコ映像を用いた事故防止、営業規則や取扱い方法、交通事故の防止対策、健康管理講習、接遇向上研修などを実施しました。

(延べ288人)

(2) 運行管理者研修会

運行管理者(補助者)を対象とした研修会を5月に開催しました。

研修内容は令和4年度有責事故概要、運行管理者が成すべき管理、事故を起こさない為、乗務員に指導方法を検証し運行管理者の役割などを確認しました。

(3) フォローアップ研修・新人乗務員研修

経験の浅い乗務員（バスガイド）及び新人乗務員に対して、運転操作・技術向上などの安全運行に欠かせない研修を定期的に行いました。

（延べ11人）

(4) デジタコを活用した研修

主に終業点呼時にデジタコの結果から運転速度の確認を行うとともに、エコドライブの個別指導を実施しました。

(5) 整備関係者会議

自動車部運行管理課、車両整備管理者、地鉄自動車整備担当者による会議を年6回実施しました。会議では保有車両の状態を確認したほか、法令の確認や車両整備における問題点を洗い出し、安全を第一優先として車両管理の体制強化を図る等、今後の対応について協議しました。

(6) その他外部研修と管理者講習の受講

① 令和5年9月12日（火）～9月13日（水）に、安全運転中央研修所にて安全運転研修を1人受講しました。

② 令和5年12月2日（土）～12月4日（月）に、安全運転中央研修所にて安全運転研修を3人受講しました。

5. 輸送の安全に関する内部監査結果

安全統括管理者等による内部監査を実施しました。

(1) 実施日

現業部門監査

富山自動車営業所	令和6年4月19日（金）
八尾自動車営業所	令和6年4月19日（金）
黒部自動車営業所	令和6年4月19日（金）

管理部門監査

自動車部運行管理課	令和6年4月19日（金）
-----------	--------------

(2) 実施結果（改善点）

- ①事故防止活動は取り組み内容を絞り具体性を持って更に進めること。
- ②事故の原因追究を行い、その結果を周知し同様な事故を起こさないよう周知徹底を継続して進めること。
- ③安全日報など運行状態を確認し、注意すべき点があった場合は終業点呼時

に的確に指導すること。

- ④ヒヤリハット事例はドライブレコーダーを活用し速やかに全乗務員に注意喚起を継続して実施し事故防止に努めること。
- ⑤運行管理者が各乗務員の健康診断結果を把握し、点呼等の運行管理に生かすこと。有所見者に対して二次検診の受診を指導すること。
- ⑥運行管理者の引継ぎ確認事項はダブルチェック体制を確実に進めること。
- ⑦法令順守を徹底し、確認体制の強化に努めること。

改善点については、令和 6 年度の重要課題として継続実施及び更なる安全対策を進めるよう取り組みます。

6. 輸送の安全に関する計画

令和 6 年度目標は、「有責事故の減少」「重大事故 0 事故要因を無くす」とし、その目標を達成するため、半期の重点取組みを設定し、上期「車内事故の防止」と下期「後退事故の防止」を掲げ、それに沿った目標を事故防止支部委員会で設定、実施し、チェック、改善しながら目標の達成に取り組みます。

※「有責事故の減少」

- ・有責事故発生件数を富山自動車営業所管内年間 36 件以内、八尾営業所管内 9 件以内に抑えることを数値目標とし運転に万全を期します。

※「重大事故 0 事故要因を無くす」

- ・無事故を目標とします。

また事故防止および輸送安全に関する活動として、

- (1) 営業所において事故防止支部委員会を開催し、事故の防止に向けた具体的な取組みを行います。
- (2) 本社部門と営業所運行管理者による事故防止委員会を開催し、事故防止支部委員会での取組みをチェックし、改善を図ります。
- (3) 役員をはじめ本社部門、営業所職員そして乗務員の代表者による安全マネジメント委員会を開催し、意見交換や双方向で情報の共有化を図ります。
- (4) 全車両にデジタルタコグラフとドライブレコーダーを取付け、その運用を開始しています。データによる安全運転分析結果は乗務員の個人指導に役立て、ヒヤリハット事例（映像）を事故防止活動の安全教育教材として活用します。
- (5) 年 4 回の輸送の安全運動を下記の通り定め、期間中街頭指導や添乗指導を行います。
 - ①春の全国交通安全運動

②夏の交通安全県民運動

③秋の全国交通安全運動

④年末年始輸送安全総点検運動・年末の交通安全県民運動

なお、添乗指導につきましては、上記期間以外におきましても、接遇状況をはじめとしたチェックポイントが確実に実施されているか否かなどを、全運転手を対象に計画・実施します。

(6) 貸切バス、高速バスにおいてシートベルト着用の案内と目視による確認を徹底し、お客様の安全を確保します。

(7) 接遇向上研修会や接客向上キャンペーンを継続実施するとともに、社内モニター制度にて社員による乗務員の運転チェックを実施し、運転技術とサービスの向上を目指します。

7. 輸送の安全に関する教育及び研修計画

輸送の安全を確保するため、次の通り令和6年度教育訓練計画を策定し、実施します。

(1) 運行管理者関係

独立行政法人自動車事故対策機構の基礎講習並びに一般管理者講習を受講させます。運行管理者（補助者）研修会を年1回開催します。

(2) 乗務員関係

年2回の乗務員全員研修を開催する他、所属長による面談の実施、初任者研修やフォローアップ研修、特別研修、高速バス教習や12m車両研修など適宜階層別研修を実施します。

(3) 初任運転手関係（令和6年4月以降）

初任運転手に対する安全運転の実技指導として、座学では15時間以上、添乗指導実技では20時間以上実施しています。また路線バスの行路運転実技指導については、担当行路の実技指導と仮試験を経て実車指導を実施しています。

なお、初任運転手教習の記録と指導歴を保管しホームページにて掲載します。

(4) 整備関係者関係

整備関係者会議を年6回実施します。

8. 安全統括管理者

当社で選任した安全統括管理者は下記のとおりであります。

安全統括管理者

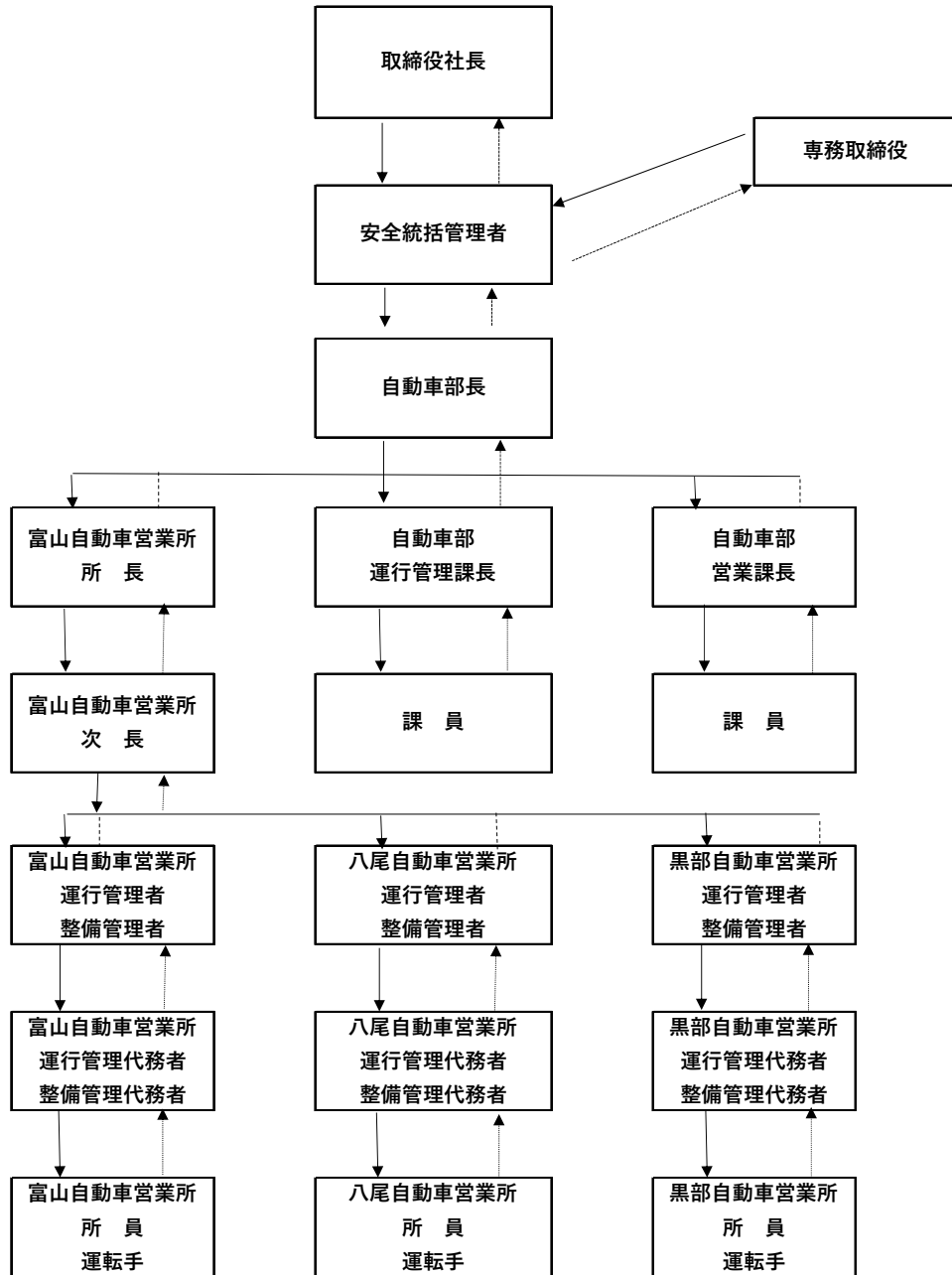
取締役企画部担当 長 瀬 賢 一

9. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

自動車事業安全管理体制は次の通りです。

輸送安全に関する組織体制及び指揮命令系統

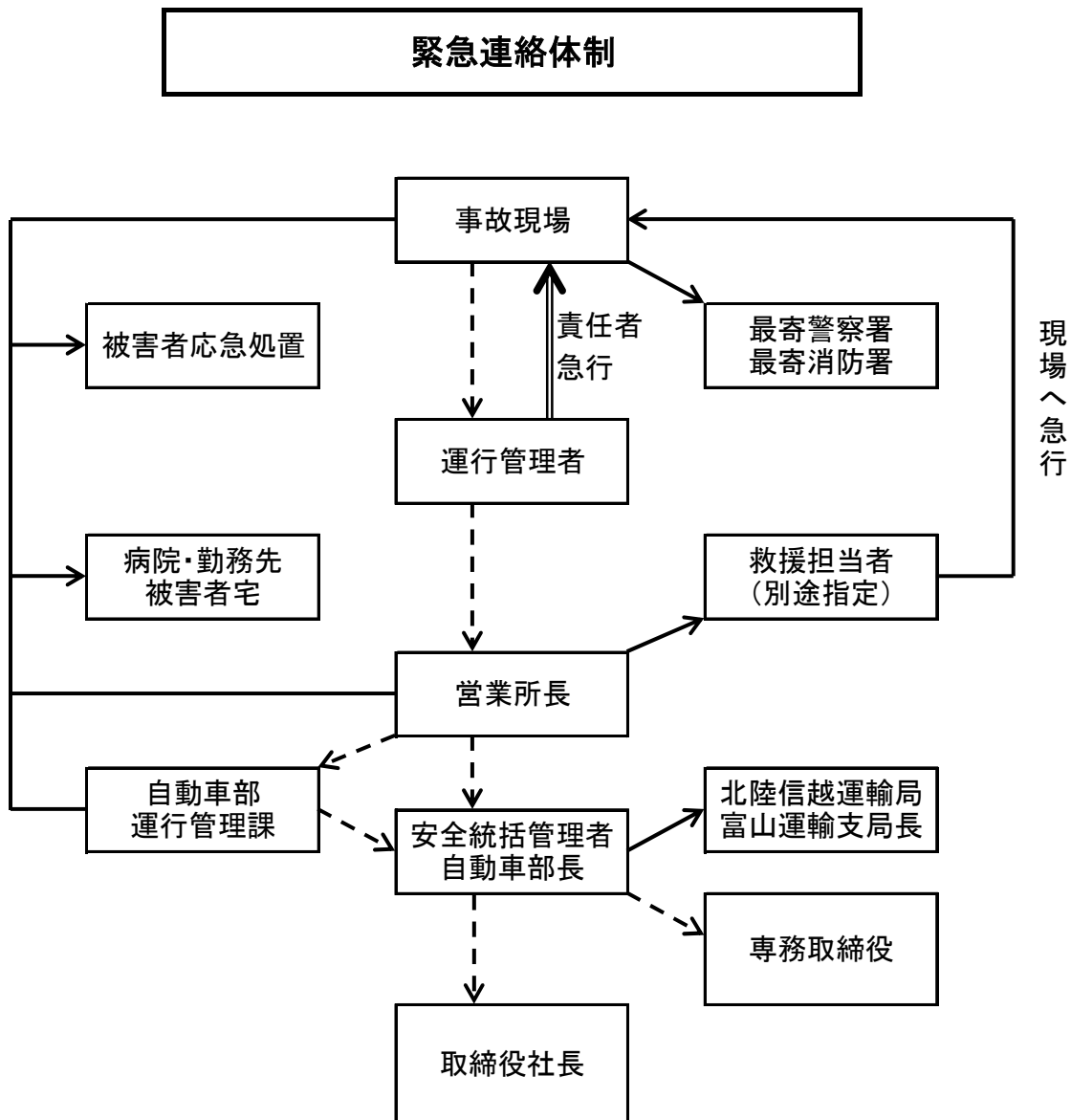
安全管理体制組織図



← 指揮命令系統
← 報告連絡体制

10. 事故、災害等に関する報告連絡体制

事故、災害等が発生した場合の報告・連絡体制は次の通りです。



11. 自動車事業安全管理規程

当社で定めた安全管理規程は次のとおりです。

第1章 総則

(目的)

第1条 本規定は、富山地方鉄道株式会社自動車事業の輸送安全管理について、道路運送法第22条の2第2項の規定および国土交通省から公表された「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン～輸送の安全性の更なる向上に向けて～」に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、関係者が絶えず輸送の安全性向上に努め、事故の防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規定は、当社の一般旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等

(安全方針)

第3条 輸送安全管理について、つぎのとおり安全方針を定め、役員・従業員が一体となって輸送の安全性向上に努める。

- (1) 役員は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く自覚し、関係者を督励し安全性向上の指導的役割を担う。また、現場の状況を把握し、従業員に対し、輸送の安全性の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- (2) 従業員もまた、輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、安全性向上の具体的行動に結びつける。
- (3) 安全マネジメントを、全社員が一丸となって確実に実施する。
- (4) 輸送安全確保に関する情報の共有化を図り、道路運送法第29条の3の規程に基づく輸送安全にかかわる情報の公表を適切に行う。
- (5) 地鉄関係会社が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。
- (6) 管理の受委託に係わる安全対策として、受委託事業者双方が必要な情報を伝達・共有し、相互に協力・連携することにより、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(安全重点施策)

第4条 前条の目的を達するため、つぎのとおり安全重点施策を定める。

- (1) 安全マネジメントを確実に実施する為、輸送安全に関する「計画の策定」「実行」「評価」「改善」を実施し、安全対策を不断に見直しする。
- (2) 輸送安全に関する目標を具体的指標により設定する。
- (3) 輸送の安全に係わる関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守する。
- (4) 輸送の安全に関する投資を積極的かつ効率的に行う。
- (5) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。

- (6) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内及び関係会社相互において必要な情報を伝達、共有する。
- (7) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

(経営者の責務)

第5条 社長は、輸送の安全確保に関する最終責任を有する。

- 2 役員は、輸送の安全確保に関し、予算の確保・体制の構築など必要な措置を講ずる。
- 3 役員は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 役員は、輸送の安全を確保するための、業務の実施及び管理の状況が適切かどうか確認し、必要な改善の指示を行う。

(安全統括管理者の選任等)

第6条 道路運送法等に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任し、輸送の安全確保を図る。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、解任する。
 - (1) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - (2) 輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれがあると認められたとき。
 - (3) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき

(組織体制)

第7条 安全統括管理者は、自動車事業の安全マネジメントを統括管理する。

- 2 自動車事業の輸送の安全確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するため、次に掲げる者を選任する。
 - (1) 運行管理者
 - (2) 整備管理者
 - (3) その他 必要な責任者
- 3 自動車部長は、輸送の安全の確保に関し、営業所長等を統括し、指導監督を行う。
- 4 自動車部運行管理課長は、自動車部長を補佐する。
- 5 営業所長は、安全マネジメントに基づき営業所管内を指導統括し、次長・主任はこれを補佐する。
- 6 運行管理者及び整備管理者は、営業所長の指示により、安全マネジメント及び運行管理・整備管理全般について実施処理する。

(安全統括管理者の責務)

第8条 安全統括管理者は、次に掲げる事項を統括管理し、輸送の安全確保を図る。

- 1 輸送安全に関する「計画・目標の策定」「実行」「評価」「改善」という一連の管理
- 2 社員に対する関係法令等の遵守と輸送の安全確保が最も重要であるという意識の徹底
- 3 輸送安全を確保するため、社員に対する教育・研修の実施管理
- 4 速やかな報告・連絡体制の整備と輸送安全に関する情報の共有化の管理
- 5 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じた内部監査の実施及び社長への報告。
- 6 輸送の安全の確保に関し、取締役社長に意見を述べる等必要な改善措置の実施。
- 7 運行及び整備に関する管理が適正に行われるよう、組織全般の統括管理。
- 8 運行管理者及び整備管理者等の情報の共有化及び判断基準の統一化。

(委員会の設置)

第9条 輸送の安全に関するマネジメント委員会を設置し、安全管理を推進する。委員会メンバー・審議・報告事項については別に定める。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法

(情報の伝達・共有)

第10条 輸送安全に関する情報の共有化を行い、安全マネジメント委員会等において意志の疎通を図る。

- 2 従業員は、輸送安全確保に関して支障を来たす状態を発見した時は、ただちに報告し情報を共有化し、関係者は適切な対策を講じなければならない。

(事故等の防止対策の検討・実施)

第11条 自動車部運行管理課長は、営業所長と協議のうえ輸送安全確保に関する活動年間計画を具体的に策定しマネジメント委員会に報告する。

- 2 輸送安全に関する目標を、営業所長は具体的な指標を用いて営業所毎に設定する。
- 3 営業所は計画に基づき管理者・乗務員・整備員一丸となって実施するものとする。
- 4 管理者は実施結果について評価し、改善計画の修正を行い、輸送安全確保の向上を図る。

(事故・災害が発生した場合に関する事項)

第12条 事故・災害等が発生した場合における報告連絡体制は別に定める。

- 2 別に定める速報を要する事故・災害は、すみやかに口頭または文章をもって安全統括管理者・社長まで報告しなければならない。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図ると共に、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害などが発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に定める事故があった場合

は、報告規則の規程に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(教育・研修)

第 13 条 輸送安全に関する教育研修の具体的計画を策定し実施する。

(内部監査)

第 14 条 安全統括管理者もしくは安全統括管理者が指名する者が実施責任者として関係先に輸送安全に関する内部監査を実施する。

- 2 重大な事故が発生した場合または同種の事故が繰り返し発生した場合など特に必要と認められる場合には、緊急に内部監査を実施する。
- 3 安全統括管理者は、内部監査が終了した場合はその結果を社長に報告するとともに、改善すべき事項が認められた場合は、その方策を検討し当面必要となる緊急対策・措置及び改善計画を策定し輸送の安全確保を図らなければならない。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第 15 条 取締役社長は、安全統括管理者から事故・災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第 16 条 安全方針、安全重点施策、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全を確保するために講じた措置、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する教育及び研修計画、安全統括管理者、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、事故、災害等に関する報告連絡体制については、毎年度外部に対して公表する。

- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対して公表する。

(記録管理)

第 17 条 輸送安全に係わる会議の議事録、年間活動計画、目標の設定、評価など記録し保存する。